

平成28年度調達合理化計画実施自己評価

平成28年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標） (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達 研究開発用及び業務運営に係る物品及び役務の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成28年度においては、①～④の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。</p>		<p>研究開発用に係る物品及び役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行うことが出来た。また、業務運営に係る物品・役務等の調達についても効率的な調達を行うことが出来た。</p>
<p>① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】</p>	<p>単価契約の対象品目の見直しを行い、通常の物品調達の場合と比較して、契約に要する期間を2週間程度短縮するなど調達手続きの簡素化と納期の短縮を図った。 単価契約件数：230件（前年度213件）</p>	<p>単価契約は調達手続きの簡素化と納期の短縮に効果があることから、対象品目の見直しに引き続き取り組むこととする。</p>
<p>② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組の推進【調達手続きに要する事務量の節減】</p>	<p>農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターとの共同調達を新たに実施するなど以下の取組を行い、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・森林総合研究所と育種センター（1件（前年度1）） ・森林総合研究所と農研機構等（3件（前年度0件）） ・北海道支所と北海道育種場（7件（前年度6件）） ・東北支所と東北育種場（8件（前年度7件）） ・四国支所と中国四国整備局（1件（前年度0件）） ・森林整備センターと森林保険センター（1件（前年度は0）） ・森林整備センター、関東整備局と森林保険センター（2件（前年度1件）） ・森林整備センターと関東整備局（2件（前年度0件））。</p>	<p>共同調達又は一括調達の取組は、調達手続きに要する事務量の節減及び経費の節減に効果があることから、引き続き取り組むこととする。</p>
<p>③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務量の節減】</p>	<p>施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等複数年契約に移行することにより、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・複数年契約：134件（前年度114件）</p>	<p>複数年契約は、調達金額の節減及び調達事務の効率化に効果があることから、引き続き取り組むこととする。</p>
<p>④ 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、その内容の徹底を図る。【随意契約審査による確認】</p>	<p>契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、審査を行い確認した。 ・随契約審査委員会：森林総合研究所（育種センターを含む）29回34件、保険センター1回5件、整備センター36回51件</p>	<p>契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、その内容の徹底を引き続き進めることとする。</p>

平成28年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>2. (2) 一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、新規委託研究事業の受託の増加に伴い平成26年度と比較して平成27年度は件数・金額とも増加している。このため、平成28年度においては、①～③の取組を実施することで、更なる適正な調達を目指す。</p>	/	
<p>① 入札審査委員会による事前審査の実施【審査件数】</p>	<p>入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。 ・入札審査委員会による審査件数：森林総合研究所(育種センターを含む)125回193件(前年度103回205件)、保険センター2回4件(前年度5回5件)、整備センター39回57件(前年度35回52件)</p>	<p>一者応札・応募の改善については計画した取組を実施したところであるが、同応札・応募の件数は平成27年度と比較して件数は微減にとどまることから、引き続き同様の取組を実施する。 平成29年度は、新たにホームページから仕様書をダウンロードできる取組を行うことにより、応札者・応募者の増加を目指すこととする。</p>
<p>② 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】</p>	<p>調達見通しを作成してホームページで公表することにより、入札参加者を増加させるための取組を実施した。 ・ホームページでの公表件数：建設工事等9件(前年度4件)、測量・建設コンサルタント等業務関係7件(前年度4件)、物品等124件(内69件は整備センター、前年度20件)の発注見通しをホームページで公表した。</p>	
<p>③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】</p>	<p>入札説明書受領者へのアンケートの実施により、仕様書における競争性確保のための条件等について調査し、次回の同種案件への参考とした。 ・アンケート実施件数：一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。(実施件数：63件(内11件は整備センター)(前年度77件(内15件は整備センター))</p>	
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標) 当所が昨年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)を含めて引き続きこれを継続する。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため(3)の措置についても併せて行う。</p>	/	

平成28年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
<p>(1) 検収の徹底 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成することとする。 【コンプライアンス推進室及び監査室による点検実績】等】</p>	<p>新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等はすべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成する取組を実施した。 検収の徹底状況について内部監査を実施した。（平成28年12月15日～平成29年1月26日） また、検収が実施された後の物品の使用状況について、抜き打ちで現物確認検査を実施した。（検査対象職員延べ134名、検査対象物品410品目）</p>	<p>新たな検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成する取組を実施した。 内部監査等により徹底状況を把握した結果、問題はなかった。また、物品の使用状況についても問題はなかった。 以上のことから、引き続き取組を実施することとする。</p>
<p>(2) 研究費執行マニュアルを作成等 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを作成し、必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。 【研究費執行マニュアルの作成及び研修の実施】</p>	<p>「研究費の使用に関するハンドブック」（研究費執行マニュアル）を作成した。 また、以下のマニュアルを改定して事務説明会（平成28年7月28日）を開催し、研究費の適正執行に向けた取組を行った。 ・ 公的研究費の事務手引き（平成28年7月19日改定） ・ 科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（平成28年7月21日改定） ・ 事務説明会の参加者（延べ476名）</p>	<p>預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員及び研究員に対する研修を引き続き実施することとする。 なお、コンプライアンス・ハンドブックについても必要に応じて改定し、周知徹底を図る。</p>
<p>(3) 随意契約審査委員会による点検 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】</p>	<p>随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 ・ 随契約審査会：森林総合研究所(育種センターを含む)29回34件、保険センター1回5件、整備センター36回51件 また、契約監視委員会による審査を行い、透明性、公平性の確保に努めた。</p>	<p>随意契約審査委員会による点検を継続するとともに、契約監視委員会による審査を引き続き行うことにより、調達におけるガバナンスの徹底を図ることとする。</p>